

各都道府県森林整備保全事業担当部長（別記参照） 殿

林野庁森林整備部計画課長

林野庁直轄事業における中東情勢の変化による建設資材の流通状況
を踏まえた対応について

林野庁では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところです。

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用を、林野庁の直轄事業において別添のとおり導入しますので、参考までにお知らせいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、周知をお願いします。

別記

北海道森林整備保全事業担当部長、	青森県森林整備保全事業担当部長、
岩手県森林整備保全事業担当部長、	宮城県森林整備保全事業担当部長、
秋田県森林整備保全事業担当部長、	山形県森林整備保全事業担当部長、
福島県森林整備保全事業担当部長、	茨城県森林整備保全事業担当部長、
栃木県森林整備保全事業担当部長、	群馬県森林整備保全事業担当部長、
埼玉県森林整備保全事業担当部長、	千葉県森林整備保全事業担当部長、
東京都森林整備保全事業担当部長、	神奈川県森林整備保全事業担当部長、
新潟県森林整備保全事業担当部長、	富山県森林整備保全事業担当部長、
石川県森林整備保全事業担当部長、	福井県森林整備保全事業担当部長、
山梨県森林整備保全事業担当部長、	長野県森林整備保全事業担当部長、
岐阜県森林整備保全事業担当部長、	静岡県森林整備保全事業担当部長、
愛知県森林整備保全事業担当部長、	三重県森林整備保全事業担当部長、
滋賀県森林整備保全事業担当部長、	京都府森林整備保全事業担当部長、
大阪府森林整備保全事業担当部長、	兵庫県森林整備保全事業担当部長、
奈良県森林整備保全事業担当部長、	和歌山県森林整備保全事業担当部長、
鳥取県森林整備保全事業担当部長、	島根県森林整備保全事業担当部長、
岡山県森林整備保全事業担当部長、	広島県森林整備保全事業担当部長、
山口県森林整備保全事業担当部長、	徳島県森林整備保全事業担当部長、
香川県森林整備保全事業担当部長、	愛媛県森林整備保全事業担当部長、
高知県森林整備保全事業担当部長、	福岡県森林整備保全事業担当部長、
佐賀県森林整備保全事業担当部長、	長崎県森林整備保全事業担当部長、
熊本県森林整備保全事業担当部長、	大分県森林整備保全事業担当部長、
宮崎県森林整備保全事業担当部長、	鹿児島県森林整備保全事業担当部長、
沖縄県森林整備保全事業担当部長	

（担当：施工技術班）

中東情勢の変化による資材の流通状況を踏まえた対応について

林野庁が実施する直轄事業においては、ナフサを由来とする資材（以下「調達検討資材」という。）について、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところである。

今般、調達検討資材の供給の偏りや流通の目詰まりに対する対応方法について定めたので、以下のとおり実施するものとする。

1. 対象事業

調達検討資材が供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっている林野庁直轄事業（工事、造林及び素材生産事業を含む）。

2. 対応方法

- （１）発注者は、あらかじめ対象事業に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。
- （２）調達検討資材について、納期の遅延や別途調達経費が必要となる等の事象が確認された場合は、事前に発注者と協議する。
- （３）発注者は、調達検討資材の納期遅延を考慮し工程の見直しを図ること。
- （４）工程の見直しを図っても調達検討資材の納期が間に合わない場合や代替資材を使用すること等で優位性が確保できる場合は、以下の対応を行うこと。
 - ①調達検討資材の代替資材を使用。
 - ②調達検討資材の流通経路を見直し。
 - ③別途調達経費を含んだ調達検討資材を使用。
- （５）受注者から、別途調達経費に係る証明書類（調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4. 適用

本通知は、令和８年７月１４日以降に入札契約手続きを開始する事業に適用する。

なお、令和８年７月１４日以前に入札契約手続きを開始した事業（既契約事業を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

5. その他

（１）特記仕様書記載例

対象事業においては、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約事業においては、特記仕様書記載例により受注者に指示を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

（特記仕様書記載例）

第〇条 中東情勢の変化等による資材の流通状況を踏まえた対応

1. ナフサを由来とする資材（以下、「調達検討資材」）の調達において、昨今の中東情勢の変化に伴う供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認された場合は、発注者と協議するものとする。
2. 調達検討資材は下表を想定している。これにより難しい場合は、発注者と協議するものとする。

表一〇 調達検討資材

資材名	規格	設計数量※ ²	単価適用年月※ ¹	単価適用地区※ ¹
硬質ポリ塩化ビニル管	φ〇〇	〇〇m	R〇. 〇月	〇〇地区
塗料用シンナー	〇〇用	〇〇L	R〇. 〇月	〇〇地区
獣害防護柵	〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇月	現地引渡

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を発注者に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

※¹：単価適用年月、単価適用地区については、入札時の設計条件を明示する。

※²：設計数量については、設計図書（数量内訳書や図面等）に記載された数量を明示することを基本とする。

なお、設計図書に数量が明示されていない資材については、関連する資材から、一般的な換算値を用いて算出し明示するものとする。

（例：塗料用シンナーについて、使用する塗料の標準的な希釈率を基に算出）

（2）積算方法

ア 設計変更は、最終変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の最終変更時）に行うことを基本とする。

イ 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。

ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量＜設計数量	→ 設計変更不可。
設計数量≤証明数量≤積算数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注）設計数量：設計図書（数量内訳書や図面等）に記載されている数量※

積算数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

ウ 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とし、実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。

当該妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている価格を使用することができる。

エ 別途調達経費は、直接事業費（工事の場合は直接工事費）に計上するものとする（工事の場合は単価合意比率を考慮）。材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

オ 本通知に基づく設計変更内容は、各事業の請負契約約款第 26 条（いわゆる「スライド条項」）の対象外とする。

（３）工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

（４）留意事項

発注者は、調達検討資材に供給の偏りや流通の目詰まりにより入手の遅延や別途調達に経費が必要となる等の事象が確認されたと受注者より協議があった場合は、資材注文の遅れといった受注者の責によらないことを確認すること。